

果樹経営支援対策事業でまとまった改植を実施すると 果樹未収益期間支援事業の支援を受けられます！

果樹未収益期間支援事業とは？

果樹経営支援対策事業を活用して優良品目・品種への改植を行った担い手に対して、改植後の未収益期間を支援する事業です。

事業の内容

果樹経営支援対策事業を活用して優良品目・品種への改植を実施した担い手に対して、改植後の未収益期間(5年間)のうち、改植初年度を除いた4年間の果樹の育成経費の一部を定額で支援します。

補助金単価

5万円/10a×改植の翌年から4年分 = 20万円/10a

※改植完了後、4年分を一括で交付

☆支援を受けるための主な要件は？

○改植要件

- ・果樹経営支援対策事業を活用して実施された改植であること。
 - ・同一年度内に完了する改植面積が、5a以上であること。
- ※園地や品目が異なっても、改植面積の合計が5a以上であれば対象となります。

○品目・品種要件

- ・改植先の品目・品種は、産地計画に位置付けられた振興品目・品種(ただし、未収益期間が明らかに短いパインアップル等を除く)であること。